審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和２５年法律第２０１号
手続名	指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更	根拠条項	法第７７条の３５の６第１項

審査基準

○建築基準法第７７条の３５の４第１項第１～４号

○指定機関省令による。

・指定構造計算適合性判定機関の業務区域の変更に係る認可の申請（指定機関省令第３１条の４の２）

受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間　３０　日 標準経由期間　　日	目次No.	